

宮崎県キャリア形成プログラムの改訂について

1 概要

令和元年度に策定した宮崎県キャリア形成プログラムについて、その改訂に当たっては、国が定めるキャリア形成プログラム運用指針により、地域医療対策協議会での協議を要すると定められている。

本日開催したプログラム運用部会において、一時中断に係る取扱いについて審議・決定したことから、その内容を反映させるための改訂について審議するもの。

2 改訂事項

宮崎県キャリア形成プログラムにおいては、次のいずれかに該当する場合に、対象期間の一時中断が認められることとしている。

◇ キャリア形成に資する県外研修、大学院、留学等の期間（通算5年）

◇ やむを得ない場合として知事が必要と認める期間

（災害、疾病、負傷、出産、育児、介護の場合、勤務先等において休業として認められた期間）

このうち「出産、育児」に係る中断については、これまで具体的な取扱いを定めていなかったが、プログラムの適用を受ける専攻医からの中断申請がなされたことから、次のとおり取り扱うこととした。

(1) 産前・産後休業について

産前・産後休業は、育児休業のように取得を選択できる休業とは異なり、休業を余儀なくされるという性質があること、また、全国の実況や自治医科大学の取扱いとの整合性を鑑み、勤務先等において休業として認められた期間を義務履行期間に算入することとする。

※ 特段の手続は不要とし、地対協への審議・報告も行わない。

(2) 育児休業について

医師修学資金貸与条例との整合性を鑑み、始期・終期とも月単位で中断とみなすこととする。

※ 適用医師からの反発が予想されるため、制度改正の通知とは別に、定例の説明会等でも丁寧に説明を行う。

※ 中断申請の上、プログラム運用部会での審議を要する。これまで申請期限を明確に定めていなかったが、勤務先変更の申請手続に合わせ、中断開始の2か月前までに申請することとする。

※ 介護休業等についても原則として同様に扱う。

※ 併せて、勤務先変更の申請手続についてもプログラムに明記する。

⇒ 改訂案は別紙のとおり。

3 今後のスケジュール

令和7年2月下旬 適用医師、コース責任者及びコース・メンターに対し、
改訂の内容について通知

宮崎県キャリア形成プログラムの改訂について

<現行>

6 キャリア形成プログラム適用者の勤務先の決定について

ア 各対象医師に適用されるコースの中で、実際に当該対象医師が派遣される医療機関等は、本人の希望を最大限尊重し、宮崎大学医学部等関係機関と十分に連携しながら検討し、決定することとします。

イ 県は、対象医師の派遣計画案を、前年度の11月末までを目安に宮崎大学医学部等関係機関と協議及び必要な調整を行った上で、地域医療対策協議会において派遣計画を決定することとします。

右案①のとおり追記

7 対象期間の一時中断等

次のア又はイに該当する場合は、対象期間の一時中断が認められます。

ア キャリア形成に資する県外研修、大学院、留学等の期間（通算5年）

イ やむを得ない場合として知事が必要と認める期間
災害、疾病、負傷、出産、育児、介護の場合、勤務先等において休業として認められた期間

右案②のとおり改正

※ 臨床研修及び専門研修プログラムの県外研修期間は一時中断とせず、キャリア形成プログラムの期間として取り扱うこととします。ただし、A群での勤務と同様の取扱いとします。

右案③のとおり追記

<改訂案>

【案①】追記

※ やむを得ない理由により、派遣決定と異なる勤務先でのプログラム履行を行う場合は、地域医療対策協議会にて審議・決定する必要があります。希望される場合には、勤務を開始する2か月前までに、必ず、地域医療支援機構に申請してください。

【案②】「出産」を削除

イ やむを得ない場合として知事が必要と認める期間
災害、疾病、負傷、育児、介護の場合、勤務先等において休業として認められた期間

【案③】追記

※ 産前・産後休業の期間は一時中断とせず、キャリア形成プログラムの期間として取り扱います。

※ 育児休業、介護休業等の期間の開始日・終了日が月の途中である場合は、開始日・終了日の属する月は全て（月単位で）一時中断の期間とします。

（例）4月15日から7月21日まで産前・産後休業、7月22日から9月21日まで育児休業を取得した場合、7月から9月までの3か月間が一時中断の期間となります。

※ 一時中断を行う場合は、地域医療対策協議会にて審議・決定する必要があります。希望される場合には、一時中断を開始する2か月前までに、必ず、地域医療支援機構に申請してください。